海洋環境の保全の見地から海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一第二号イに掲げるＹ類物質と同程度に有害である物質は、アクリル酸アルキル、スチレン及びメタクリル酸アルキルの共重合体（分子量が九十万以上のもの及びその混合物に限る。）とし、同表各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、一とする。

○東北地方整備局告示第二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月十六日

東北地方整備局長　青山　俊行

一　施行者の名称　山形県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第四百四十七号余目都市計画、藤島都市計画、三川都市計画及び酒田都市計画下水道事業最上川下流流域下水道

三　事業施行期間　自平成五年二月二十五日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地　変更なし

○東北地方整備局告示第二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月十六日

東北地方整備局長　青山　俊行

一　施行者の名称　山形県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十八年建設省告示第千三百一号山形広域都市計画下水道事業最上川流域下水道（山形処理区）

三　事業施行期間　自昭和五十八年七月二十二日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地　変更なし

○東北地方整備局告示第二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月十六日

東北地方整備局長　青山　俊行

一　施行者の名称　山形県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十四年建設省告示第千五百九十五号村山都市計画、東根都市計画、河北都市計画、尾花沢都市計画及び大石田都市計画下水道事業最上川流域下水道（村山処理区）を村山都市計画、東根都市計画、河北都市計画、尾花沢都市計画、大石田都市計画及び山形広域都市計画下水道事業最上川流域下水道（村山処理区）に変更する。

三　事業施行期間　自昭和五十四年十月十九日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　昭和五十四年建設省告示第千五百九十五号、昭和五十六年建設省告示第千二百八十二号、昭和六十年建設省告示第四十一号、平成七年建設省告示第千九十二号及び平成九年建設省告示第千八百四十二号の事業地から山形県村山市大字河島元杉島字ウワ田、大字河島元塩川字横石及び字南谷地、大字稲下字山ノ外、字平林、字堂ノ前及び字ノキハ、碁点並びに大字大久保字稲ノ下、字高橋、字東及び字市ノ町、東根市大字藤助新田字堀口、字中島、字小沼及び字前河原、大字長瀞字八反、大字蟹沢字元林、字楯の越、字熊の堂、字土手脇、字羽黒堂及び字北口並びに大字島大堀字島浦及び字島、尾花沢市大字尾花沢字上町、字南原及び字下新田、西村山郡河北町谷地字山王並びに北村山郡大石田町大字大石田字上ノ原、字東町、字野中沢、字小路、字本町、字四日町及び字日照畑、大字横山字寺下、字上ノ原、字源平原、字中島、字来迎寺原及び字小菅道脇並びに大字田沢字小菅及び字田前地内を削り、村山市大字富並字鷲ノ倉地内を加え、村山市大字稲下字川口、大字大久保字下野及び大字河島元杉島字川端、東根市大字野田字シタ、大字長瀞字草野及び字本楯並びに大字蟹沢字西、西村山郡河北町谷地字下野並びに北村山郡大石田町大字横山字中道及び字来迎寺並びに大字田沢字小野原地内において事業地を変更する。

○北陸地方整備局告示第二十三号

荒川水系荒川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を変更したので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所に備え置き、一般の閲覧に供する。

平成二十二年三月十六日

北陸地方整備局長　前川　秀和

○中部地方整備局告示第三十五号

庄内川水系に係る指定区間外の一級河川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。

その関係図面は、国土交通省中部地方整備局、同局庄内川河川事務所及び小里川ダム管理所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年三月十六日

中部地方整備局長　富田　英治

次の図面（第三十一号図から第三十二号図まで）の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域

（図面省略）

○近畿地方整備局告示第五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十六日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
海南市築地一番一八から同市築地一番三まで	前	二一・〇〇～二二・四〇メートル	〇・四二三キロメートル
	後	二五・〇〇～二七・三五メートル	〇・四二三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十六日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
紀の川市名手西野字杉ノ森二八〇番三から同市名手西野字杉ノ森三五〇番一まで	前	九・八〇～一一・六〇メートル	〇・二五八キロメートル
	後	一一・八〇～一五・二〇メートル	〇・二五八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所